

日本共産党の山内よし子です。

討論に先だち一言申し上げます。この間の大阪北部地震の被害に続き、未曾有の豪雨災害により、全国でも200名を超える方がなくなられ、未だに行方不明者も60名、そして7,000名を超える方々が猛暑の中で避難生活を余儀なくされています。

京都府において5名の方が亡くなられ、現在判明しているだけでも2,500棟を超える住宅が被害を受けました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、発災直後より対応いただいております府職員や関係者の方々、また消防団や自主防災組織など地域のみなさんの活動に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

それではただいま議題となっております議案11件について第1号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第8号議案に反対し、他の議案に賛成の立場で討論します。

最初に第11号議案「平成30年度京都府一般会計補正予算 第2号」についてです。

本議案はこの間の未曾有の豪雨災害に対応し、追加の補正を組まれたものです。わが党議員団は9日と10日に特に被害の大きかった京都北部に地元の市町議員団とともに調査に入り、被害の状況と被災者の要望をお聞きしてきました。

今回の災害は、甚大で広範な被害があり、大阪北部地震の被害の直後であり、さらにこの間繰り返される豪雨により「3年連続で浸水被害を受けた」「もう心が折れてしまう」「この夏や秋にまた大雨や台風が来るのではないか」など悲痛な叫びが寄せられました。こうした声にもとづいて党議員団として11日に知事に申し入れを行ったところです。

本議案はこうした豪雨災害に緊急に対応するものであり、賛成するものです。引き続き被災者への救済支援に全力を挙げていただくこと、被害の全容の把握に全力をあげ、速やかな対応を図っていただくこと、また土木事務所の体制を強化するなど、関係機関が連携して、あらゆる人的・物的・政策的資源を投入して、支援を強めていただくことなど求めておきます。

続いて第1号議案「平成30年度京都府一般会計補正予算 第1号」についてです。

今議会は西脇知事就任後初めての議会であり、肉付けの補正予算とともに知事の政治姿勢も問われる議会となりました。そこで反対の理由を数点述べます。

第一に、貧困と格差に対し、暮らしの底上げを行う京都府の役割を望む願いに応えてないことです。

子どもの医療費助成制度は、ようやく拡充の検討を行う方向が示されたものの、中学校卒業まで速やかに実施する決断がされず、また中学校給食の完全実施と負担軽減策への支援、給付制奨学金の創設など、先の知事選挙でも大きな争点となった課題について、「役割分担」などとして、具体化に背を向けているためです。また、高校通学費への補助制度は、検討を一年以上続けながら、拡充の具体化のめどを示していません。しかも、子育て環境日本一と掲げながら、本府は子どもの実態調査も行おうとしていないことは問題です。

第二に、医療や介護の負担増や施設等の不足に対し、抜本的な対策が求められている時に、それらを支援する施策を削減した上に、「共生社会」として、府民や施設に負担と自立を迫る方向を進めようとしているためです。

「民間社会福祉施設サービス向上補助金」と「重度障害者在宅生活支援事業」を廃止したことに、多くの関係者から不安と復活を求める切実な声が出されてきました。ところが補正予算に計上しませんでした。しかも、すでに地域に貢献している福祉施設等に地域貢献をさらに強いるという国方針そのままを具体化しようとしていることは問題です。

第三に、京都経済の主役である中小零細企業の支援と循環型の経済対策が不十分なためです。

中小企業支援の重要な拠点であった中小企業会館の廃止を前提に、京都経済センターを建設し、家賃高騰により同センターに入居できない事態を生んでしまいました。しかも、京都経済センター整備費約 25 億円はもともと京都府等が事業を行うべきものを P F I 手法で建設し、その一部を買い取るというやり方も問題があります。

さらに観光誘客をイベント型で推進し、運営を J T B 等に事実上委ね、その利益が地元にも循環しない施策をさらに推進しようとしていることは重大です。

第四に京都府を支える府職員の体制の充実に本格的に取り組んでいないためです。

この 6 月 1 日から、地域包括ケア推進に係る市町村支援の体制を整備する保健所機能の再編が欠員 14 名あるにもかかわらず突如行われ、そのうえこれまで正規職員で行ってきていた育休代替を非正規職員で対応するなど、かつてない事態を生んでいます。

さらに大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨災害など、頻発する災害に対し、土木事務所職員をはじめとしたマンパワーがいつそう求められているだけに、正規職員の配置など体制を整えることは緊急課題です。

第五に、連続する災害等に対し、河川整備率の引き上げ等、本格的な防災対策が急がれるにも関わらず、北陸新幹線の延伸やリニア新幹線誘致、さらに山陰新幹線推進をはじめ、大型プロジェクト推進の立場を表明したことは問題です。

大型プロジェクトを優先するのではなく、河川整備や暮らしの道路の整備など、府民の命と財産を守る立場に立っていただくよう強く求めるものです。

第六に、京丹後の米軍レーダー基地や原発問題等に対し、知事が国の姿勢そのままの態度をとっているためです。

5 月、京丹後の米軍レーダー基地が、ドクターヘリの運行のための停波要請に応じず、停波がなされずに 17 分も救急搬送が遅れたこと、さらに飛行禁止区域にドクターヘリが入ってしまったことがあきらかになりました。住民の命より米軍の都合を優先させることは許せません。

丹後に米軍基地ができてもうすぐ 4 年になりますが、住民との約束は次々と反故にされ、基地受け入れの前提がことごとく崩れているもとの、住民の命まで脅かされる事態が起こっているのです。米軍レーダー基地の撤去を求めるべきです。

また原発問題では地震が頻発し、実効ある避難計画も立てられない中で、住民の不安は増すばかりです。老朽原発の再稼動についても、「安全性の確保を最大限追及していく」と答弁されましたが、安全な原発など一体どこに存在するのでしょうか？

絶対に再稼動は許されないという立場に立つべきです。

次に第 3 号議案「京都府国民健康保険事業特別会計補正予算 第 1 号」についてです。

これは、健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置するもので、安倍政権が医療と健康産業を「成長戦略」の柱にするもとの、厚生労働省が医療サービスを企業の儲け口にしようと、国民の受診データなどを活用して健康の自己管理などを進めるものです。

一部の医療・健康産業には儲け口を与え、健康の確保を国民の「自己責任」として国の社会保障予算を抑制するものであり、その具体化を図るもので反対です。

次に第4号議案「京都文化力による京都活性化推進条例全部改正」の件についてです。

反対の理由の第1は、文化芸術にとって最も重要な、表現の自由や、文化芸術を行うものの自主性の尊重などの理念が示されていないこと、また府民等の文化芸術を創造し、享受することが権利だと明記されず、逆に府民等に努力義務を課していることです。

国の基本法にも、前文に「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行うものの自主性を尊重する」ことや、自主性の尊重、創造性の尊重、さらに文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利だと謳っていますが、基本法の理念にも逆行します。

第2の理由は本条例案の目的が文化芸術を利用して経済を活性化させようとしている点です。

第19条から21条にかけて文化資源の観光やまちづくりにおける活用や文化資源を活用した経済の活性化、産業の振興などが掲げられています。

歌道宗家の冷泉為人氏は5日、文化財関連の会見で「文化予算は主要国に比べて相当少ない。これを前提に『文化財を活用して保存・継承せよ』と旗振りするのは、文化財に行政は金を出さず、民間の自助努力に任せると宣言しているに等しい」と厳しい声をあげておられます。

国も本府も十分な予算を確保して文化芸術の振興を支援すべきであり、その結果として人材の育成や経済の活性化につながることはありえますが、文化芸術を儲けの道具にするとはあってはなりません。

第3に府民の意見も十分に聞かず、拙速に条例を制定しようとしていることです。

パブリックコメントがなされたといいますが、意見が寄せられたのはわずか7名からで、しかもパブリックコメントの結果について、議案が審議される先日の常任委員会に文書での報告さえなされませんでした。わが会派にもこの間文化芸術活動に関わる個人・団体の方々から、文化は経済の活性化のためにあるものではない、表現の自由をもちこむべきだなど意見が多数寄せられているところです。

府民的な議論も議会での審議もまだまだ不十分です。

次に第5号議案 京都府府税条例等一部改正の件についてです。

本議案は不動産取得税の課税標準の特例措置を創設しようとするものですが、人口減少の市町村においてコンパクトシティの形成にむけて、居住誘導区域の開発や整備促進のために、民間事業者の不動産取得を減税措置で支援することが含まれております。

これは、人口減少の地域において、中心地域に人口を誘導するコンパクトシティ化を進めることによって、公共施設の集約と統廃合が促進され、周辺地域の住民の暮らしを切り捨てることにつながりかねず、すべての住民の暮らしを支え福祉を増進すべき自治体本来の役割を損なう危険があります。また居住誘導区域で開発を進める特定の企業を減税で支援することも問題があります。

個人府民税の調整控除の見直しについては、2,500万円を超える所得割の納税義務者の調整控除の適用を行わないことは、富裕層への適正な課税であり賛成するものですが、給与所得控除や公的年金等控除を引き下げるとは、計算上の所得額が増えることによって、国保料や保育料、後期高齢者医療保険料などの負担が増える可能性があります。

次に第8号議案 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例一部改正の件についてです。

これは地域再生法の一部改正に伴う企業立地の促進に関する条例の改正を行うものです。改正の中身は、これまで東京からの本社機能移転による税制優遇を受けられる地域を除外されてきた京都市内中心部にまで拡充するというものです。

そもそも、東京一極集中の是正の名のもとに、すでに立地している大企業や特定の企業、本社を移転をするほど力のある企業などへ、税制優遇を行うことには問題がありますし、今度の条例改正は、それをさらに広げていくものであり、到底認められません。

地域経済の活性化と安定した雇用の拡大のためには、市町村で活動するすべての中小企業や地域地場産業、伝統産業、農林漁業を下支えし、応援することこそ必要です。

以上で討論を終わります。 ありがとうございました。